

鎌倉市パートナーシティ制度運用指針

1 趣旨

この指針は、鎌倉市パートナーシティ制度基準（平成23年6月7日市長決裁。以下「基準」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 鎌倉市パートナーシティ団体の認定の申請

鎌倉市パートナーシティ団体への認定を要望する団体の代表者は、別に定める鎌倉市パートナーシティ団体認定申請書に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約等
- (2) 会員名簿
- (3) 交流に関する事業計画書
- (4) 交流に関する収支予算書
- (5) 要件を満たす交流実績が確認できる資料
- (6) 交流先団体名簿

3 鎌倉市パートナーシティ団体の遵守事項

鎌倉市パートナーシティ団体の認定を受けた団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又は交流が途絶えたときは、速やかに市長に届け出ること。
- (2) 交流に関する事業の内容を変更するとき、又は交流に関する事業を中止するときは、速やかに市長に届け出ること。
- (3) 毎年度原則として5月末日までに団体の当該年度の交流に関する事業計画書、前年度の交流に関する活動実績書及び会員名簿を市長に提出すること。
- (4) 当該団体が交流を含めた活動中に起こした事故に備え、対応するための保険に加入すること。

4 鎌倉市パートナーシティ団体の責務

鎌倉市パートナーシティ団体の交流を含めた活動に関するトラブル、損害又はそれに類する事態が生じたときは、当該団体が責任をもって処理しなければならない。

5 鎌倉市パートナーシティ団体の認定の取消し

市長は、鎌倉市パートナーシティ団体の認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、当該団体その他の関係者に損害が生じたときは、市はその責めを負わない。

- (1) 解散したとき。
- (2) 正当な理由なく交流が途絶えたとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 基準及び本運用指針に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は遵守事項に反したとき。
- (5) 交流に関して本市の不名誉となる行為があったとき。

付 則（平成 23 年 7 月 26 日市長決裁）

この指針は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。